



町からみなさんへの大切なお知らせです。



10月1日は浄化槽の日です

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

■保守点検 県の許可業者が、浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。（年 3 ～ 4 回以上）

■清掃 浄化槽内にたまった固形物や汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。

■法定検査

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年 1 回、県知事指定の検査機関である（公社）福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会の検査を受けることが義務付けられています。

（公社）福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会

福島支所 TEL024-531-1766

■浄化槽の正しい使い方

- ・台所から油や野菜くずなどを流さない。
- ・トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない。
- ・送風機（ブロー）の電源を切らない。

■合併処理浄化槽の設置 合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。合併浄化槽を設置する人には補助金を交付していますので、申請手続き等の詳細については、町ホームページをご覧ください。標記担当まで問い合わせください。

■定員 先着順で予算額に到着次第締切

■補助金額（設置換えの場合、設置費用補助金額）

5 人槽	482,000 円
7 人槽	614,000 円
10 人槽	748,000 円

上記のほか、設置換えで撤去費用が伴う場合は、以下の補助金額が上乗せ補助されます。

（撤去費用補助金額）

単独処理浄化槽から設置替え	45,000 円
汲み取り便槽から設置替え	30,000 円

また、新築に対しても補助があります。

（新築の場合、設置費用補助金額）

5 人槽	332,000 円
7 人槽	414,000 円
10 人槽	548,000 円

研修会開催のお知らせ

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成研修会開催を行います。福島県では、地球温暖化の現状や影響、対策などについて学習した上で、地域の人たちとともに理解を深める活動を積極的に行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成する研修会を開催します。

■対象

地球温暖化防止活動に関心があり、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を受けたい方

■日時及び場所

平成 30 年 10 月 26 日（金）13:30 ～ 15:30（開場 13:00）

郡山市中央公民館 第 1 講義室（郡山市麓山 1-8-4）

■研修概要

地球温暖化の現状と対策

地球温暖化防止推進員の活動事例など

■申し込み締切 10 月 12 日（金）

■受講料 無料

■定員 30 名（先着順）

■申し込み・問い合わせ

福島県地球温暖化防止活動推進センター

〒963-8835 郡山市小原田 2-19-19

TEL 024(944)0083 FAX 024(953)6093

E メール uketsuke@fukushima-ondankaboushi.org

消防団秋季検閲の交通規制

検閲の消防団パレードに伴い、次の区間の交通規制を実施しますのでご協力ください。

◆日時

11 月 4 日（日）午前 9 時 20 分～10 時まで

◆区間（規制） 南小校庭～御霊神社交差点～鉄炮町交差点～中丁交差点～日本生命先川小入り口～川小校庭（全面車両進入禁止）

ケーナ教室開催のお知らせ

◆日時 10 月 25 日、11 月 2 日、9 日、16 日、30 日の 5 回 午後 7 時～9 時まで

◆場所 中央公民館（3 階研修室）

◆定員（対象） 20 名（中学生以上）

◆参加費 100 円（保険料）

◆申し込み 10 月 10 日（水）まで

※ケーナは各自ご準備願います。（受講生の方には、中央公民館でも斡旋いたしますので、お早めにお問い合わせください。ケーナは約 3,000 円です。）



暮らし

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 10月1日(月)～10月15日(月)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ①中道団地（飯坂字中道）1戸
 - ②壁沢団地1号棟（字壁沢）5戸（3・4・5階）
 - ③壁沢住宅2号棟（字壁沢）5戸（4・5階）
 - ④ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）2戸（3・4階）
 - ⑤ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）5戸（2・3・4階）
 - ⑥賤ノ田団地（字賤ノ田）6戸（1・2・3・4・5階）
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件）があります。
- 間取り・設備 各団地で異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料などの未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者なども含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。（別途、共益費等がかかります。）
- 駐車場 原則1戸に1台。（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）
- 受付場所・問い合わせ 標記担当まで。

北海道胆振東部地震災害義援金のご協力について

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1402）

- 「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」を受け付けています。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。
- 災害義援金設置場所 川俣町役場、各公民館など
 - 受付期間 9月18日(火)から10月18日(木)

※平成30年7月豪雨・大阪府北部地震災害義援金は524,236円の浄財をいただき、日本赤十字社に寄附をいたしました。心より感謝申し上げます。

野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却はダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。これに加え、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

■野焼き禁止の例外（主なもの）

- ・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

※廃ビニール等の焼却は含まれません。

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。

■やむを得ず焼却をする場合

- ・風向きや、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

第45回絹市を開催します！

川俣町民よ、中央公民館に集え！！

毎年恒例のイベント「絹市」に、福島県内商工会青年部が、至極の逸品を競う大会「平成30年度うまいもんNo.1決定戦」を同時開催。皆さまお誘い合わせのうえ、ご来場くださいますよう、心よりお待ちしております。

◆日時

10月27日(土)・28日(日) 午前9時～午後4時

◆場所 川俣町中央公民館

◆問い合わせ

絹市実行委員会（川俣町商工会内）

Tel 024-565-2377

